

2023 年 1 月

お客さま各位

AIG損害保険株式会社

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約および
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の改定について

こども総合保険にセット可能な下記 1. に記載の特約に関して、従来は所定の感染症により実際に入院された場合に加えて、保健所から「就業制限」を課された場合も「入院」とみなして「入院保険金」をお支払いする規定としていましたが、今般、この「就業制限を課された場合を入院とみなす」規定を削除する改定を実施いたします。

1. 改定対象

保険期間開始日が 2023 年 4 月 1 日以降のご契約より改定いたします。

保険商品	改定する特約
こども総合保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

2. 改定内容

上記 1. の特約をそれぞれ以下のとおり改定いたします。

- ・〈用語の定義〉における「就業制限」を削除します。
- ・第 7 条（入院保険金の支払）(2)を削除し、(3)以下を繰り上げます。
- ・別表 保険金請求書類の「5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書」を削除し、6. 以下を繰り上げます。

なお、「(2023 年 4 月 1 日以降保険始期用)」と記載された「こども総合保険の約款」は改定後の内容で掲載しております。

以上

こども総合保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

改定前	改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)																																					
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p> <p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="259 389 1111 847"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 389 340 432"></th> <th data-bbox="340 389 528 432">用語</th> <th data-bbox="528 389 1111 432">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 432 340 464">(略)</td> <td data-bbox="340 432 528 464"></td> <td data-bbox="528 432 1111 464"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 464 340 847">し</td> <td data-bbox="340 464 528 544">支払責任額</td> <td data-bbox="528 464 1111 544">他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 544 340 727"></td> <td data-bbox="340 544 528 727"><u>就業制限</u></td> <td data-bbox="528 544 1111 727"><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 727 340 847"></td> <td data-bbox="340 727 528 847">診断</td> <td data-bbox="528 727 1111 847">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第7条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="259 1034 1111 1110"> <tr> <td data-bbox="259 1034 528 1110">入院保険金の額</td> <td data-bbox="528 1034 573 1110">=</td> <td data-bbox="573 1034 831 1110">入院保険金日額</td> <td data-bbox="831 1034 875 1110">×</td> <td data-bbox="875 1034 1111 1110">入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p><u>(2)当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</u></p> <p>(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>		用語	定義	(略)			し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。		<u>就業制限</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>		診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p> <p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1200 389 2051 847"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 389 1281 432"></th> <th data-bbox="1281 389 1469 432">用語</th> <th data-bbox="1469 389 2051 432">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 432 1281 464">(略)</td> <td data-bbox="1281 432 1469 464"></td> <td data-bbox="1469 432 2051 464"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 464 1281 847">し</td> <td data-bbox="1281 464 1469 544">支払責任額</td> <td data-bbox="1469 464 2051 544">他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 727 1281 847"></td> <td data-bbox="1281 727 1469 847">診断</td> <td data-bbox="1469 727 2051 847">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第7条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="1200 1034 2051 1110"> <tr> <td data-bbox="1200 1034 1469 1110">入院保険金の額</td> <td data-bbox="1469 1034 1514 1110">=</td> <td data-bbox="1514 1034 1771 1110">入院保険金日額</td> <td data-bbox="1771 1034 1816 1110">×</td> <td data-bbox="1816 1034 2051 1110">入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p>(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>		用語	定義	(略)			し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)		診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)
	用語	定義																																				
(略)																																						
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。																																				
	<u>就業制限</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>																																				
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																																				
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																																		
	用語	定義																																				
(略)																																						
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)																																				
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																																				
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																																		

こども総合保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

改定前					改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)						
(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (4)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)					(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (3)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)						
別表 保険金請求書類					別表 保険金請求書類						
保険金種類		後遺障害	入院	通院	葬祭費用	保険金種類		後遺障害	入院	通院	葬祭費用
提出書類						提出書類					
1. 保険金請求書		○	○	○	○	1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	2. 保険証券		○	○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○		4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書			○			(削除)					
6. 死亡診断書または死体検案書					○	5. 死亡診断書または死体検案書					○
7. 被保険者の戸籍謄本					○	6. 被保険者の戸籍謄本					○
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○		7. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	
9. 葬祭費用の支出を証明する書類						8. 葬祭費用の支出を証明する書類					○
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○
11. その他当社が第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	10. その他当社が第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○
注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。					注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。						

こども総合保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

改定前	改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)																								
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p>	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p>																								
<p><用語の定義></p>	<p><用語の定義></p>																								
<p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>	<p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 357 318 389"></th> <th data-bbox="344 357 528 389">用語</th> <th data-bbox="551 357 1111 389">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 389 318 421"></td> <td data-bbox="344 389 528 421"></td> <td data-bbox="551 389 1111 421">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 421 318 612">し</td> <td data-bbox="344 421 528 612">就業制限</td> <td data-bbox="551 421 1111 612">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 612 318 727"></td> <td data-bbox="344 612 528 727">診断</td> <td data-bbox="551 612 1111 727">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		用語	定義			(略)	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。		診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 357 1258 389"></th> <th data-bbox="1285 357 1469 389">用語</th> <th data-bbox="1491 357 2051 389">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 389 1258 421"></td> <td data-bbox="1285 389 1469 421"></td> <td data-bbox="1491 389 2051 421">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 421 1258 612"></td> <td data-bbox="1285 421 1469 612"></td> <td data-bbox="1491 421 2051 612">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 612 1258 727">し</td> <td data-bbox="1285 612 1469 727">診断</td> <td data-bbox="1491 612 2051 727">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		用語	定義			(略)			(削除)	し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
	用語	定義																							
		(略)																							
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。																							
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																							
	用語	定義																							
		(略)																							
		(削除)																							
し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																							
<p>第7条(入院保険金の支払)</p>	<p>第7条(入院保険金の支払)</p>																								
<p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p>	<p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="259 916 461 983">入院保険金の額</td> <td data-bbox="483 916 528 983">=</td> <td data-bbox="551 916 752 983">入院保険金日額</td> <td data-bbox="775 916 819 983">×</td> <td data-bbox="842 916 1111 983">入院した日数(注)</td> </tr> </table>	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1200 916 1402 983">入院保険金の額</td> <td data-bbox="1424 916 1469 983">=</td> <td data-bbox="1491 916 1693 983">入院保険金日額</td> <td data-bbox="1715 916 1760 983">×</td> <td data-bbox="1783 916 2051 983">入院した日数(注)</td> </tr> </table>	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)														
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																					
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																					
<p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p>	<p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p>																								
<p><u>(2)当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</u></p>																									
<p>(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>	<p>(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>																								
<p>(4)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる</p>	<p>(3)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる</p>																								

こども総合保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

改定前				改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)					
期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)				期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)					
別表 保険金請求書類				別表 保険金請求書類					
提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院	提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	2. 保険証券		○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
<u>5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書</u>			○		(削除)				
6. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	<u>5. 被保険者の印鑑証明書</u>		○	○	○
<u>7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)</u>		○	○	○	<u>6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)</u>		○	○	○
<u>8. その他当社が第13条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</u>		○	○	○	<u>7. その他当社が第13条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</u>		○	○	○
注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。				注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。					